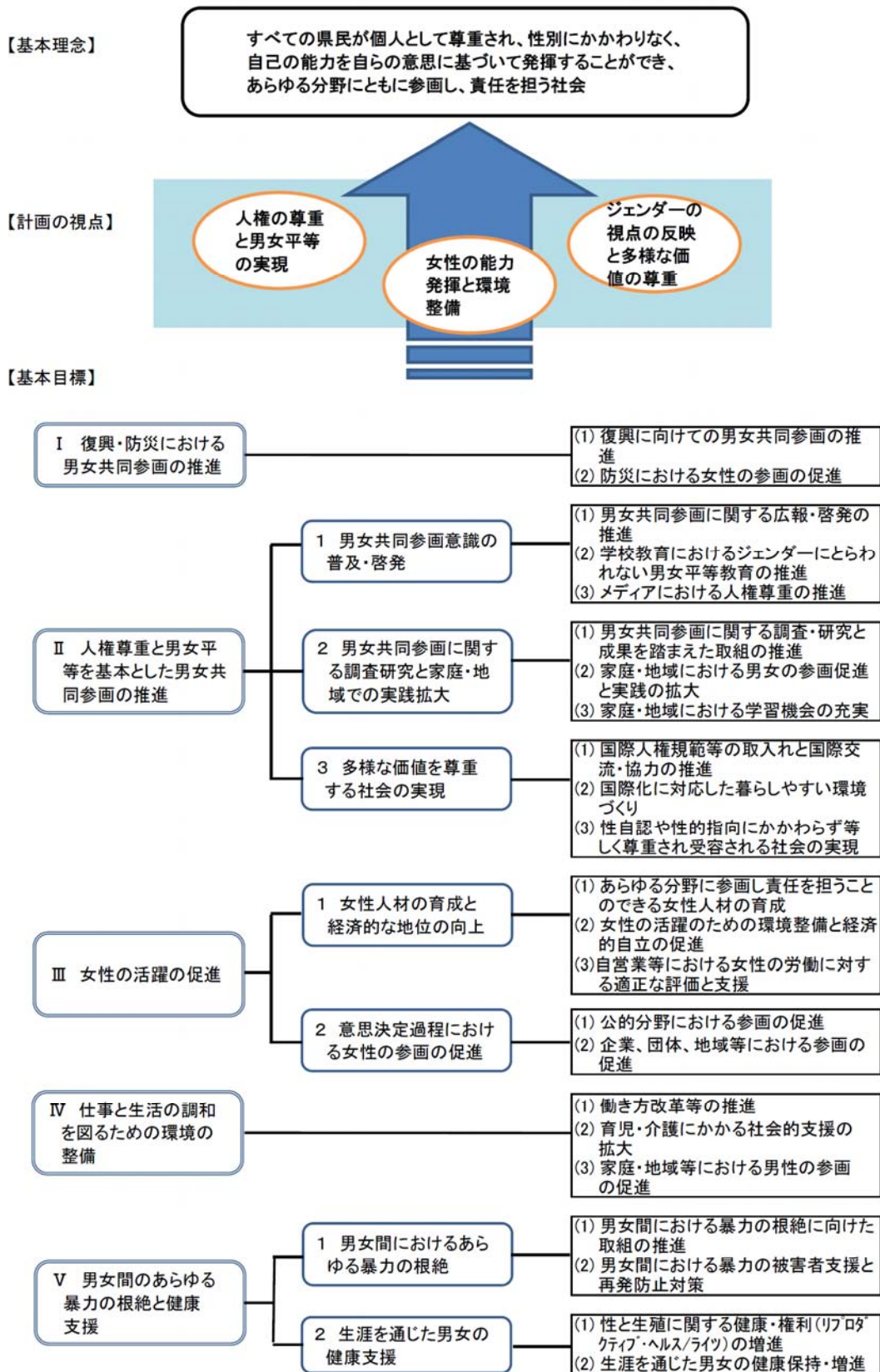


### 3 計画の体系



## 4 重点的な取組と代表指標

計画の推進にあたって重点的に取り組んでいく項目及びその進捗状況を測るための代表的な指標を以下のとおりとしています。

### ① 家庭・地域における男女共同参画の実践拡大

男女共同参画についての認知度は着実に増加していますが、意識調査によると、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く、家庭や地域の「習慣・しきたり」において男女の不平等感が引き続き高いことが明らかになったことから、家庭や地域における男女共同参画の広がりや取組の拡大を目指します。

【代表指標】	現状値 H28	目標(期待)値 H32
市町村における男女共同参画計画の策定率	47.5%	→ 84%以上

### ② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

女性が出産・育児などにより就業継続が困難な場合があることや、男性の長時間労働による仕事中心の生活スタイルが依然として見受けられることから、仕事や家庭、地域生活などにおいて、両立を含めた多様なバランスを実現できる環境整備を進めるために「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の促進に努めます。

【代表指標】	現状値 H28	目標(期待)値 H32
福島県次世代育成支援企業認証数*	505社(H27)	→ 900社以上

\*「働く女性応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数と「子育て応援」中小企業認証数の合計。なお、「子育て応援」中小企業認証については、平成29年3月末で認証終了となる。

### ③ 継続した女性のエンパワメント\*

特に女性の窮状が様々な場面で引き続き見受けられ、真の男女平等の実現に向け男女共同参画社会を形成するためには、女性のエンパワメントに継続して取り組んでいく必要があります。

【代表指標】	現状値 H28	目標(期待)値 H32
県の審議会等における委員の男女比率	34.9%	→ いずれの性も40% (女性委員) を下回らない

---

#### ※ エンパワメント(empowerment)

力をつけること。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

## 第3章 計画の内容

### 指標について

【指標】の表において、「H32 目標（期待）値」の欄の（ ）は期待値、「－」はモニタリング指標、それ以外が目標値を表しています。

いずれも、毎年の進行管理のなかで最新の数値を把握、公表し、男女共同参画を行政、県民、事業者などが力を合わせ推進するための拠りどころとするものです。

新たに設定した指標については、**新**と記載しています。

#### <目標値等の説明>

- 目標値：県行政の努力目標としての数値  
県がその項目について、施策としてあるいは補助金等の投入により政策誘導し推進するもの
- 期待値：達成が期待される数値  
県がその項目について直接施策等を推進するものではないが、県行政の男女共同参画社会形成に向けた取組のなかで、市町村や県民の理解が深まり、結果として達成が期待されるもの
- モニタリング指標：現時点での状況を示す数値  
目標値や期待値を設定できないが、男女共同参画の状況を表す指標として毎年その状況を把握し公表するもの

※【指標】のうち「H28 現状値」については、現段階で把握できている最新の値を記載しています。

## 基本目標Ⅰ

### 復興・防災における男女共同参画の推進

#### (1) 復興に向けての男女共同参画の推進

##### 【目標】

復興と地方創生の過程で多様な意見を反映した取組を進めるとともに、その担い手としての女性が活躍でき、地域活動等に男女がバランス良く参画できる環境づくりを目指します。

##### 【現状と課題】

- 東日本大震災及びその後の原子力災害の影響により、本県の人口は大きく減少し、平成22年10月から平成27年10月までの5年間の減少率は5.7%で、全国で2番目となるなど極めて深刻な状況となっています。
- 避難者の動態予測を含めた県独自の人口推計では、2040年には約147万人になるものと推計されています。人口減少は地域経済規模を縮小させるとともに、地域コミュニティの持続可能性を脅かすことから、県では、ふくしま創生総合戦略に掲げる施策に重点的、積極的に取り組み、福島県人口ビジョンの人口目標である「2040年に人口160万人程度を目指す」こととしています。
- 復興を成し遂げ、地方創生を実現するためには、多様な人材の育成と活躍が不可欠であり、とりわけ女性がその能力を十分発揮して、あらゆる機会に参画することが重要です。
- 復興と地方創生の担い手として女性が活躍するためには、固定的な性別役割分担意識の解消と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる社会への転換を図り、男女の地域活動等への参画を推進していく必要があります。
- 政府は、復興期間の後半5年間にあたる平成28年度から平成32年度を「復興・創生期間」と位置付け、その中で「被災者の支援やコミュニティの維持・形成、産業や生業の再生、『新しい東北』の創造等に関し、女性のリーダーとしての活躍やNPO\*等の多様な担い手の参画がより一層重要になる」という考えを示しました。本県においても、復興のあらゆる場・組織への女性の参画拡大を通じて、復興・地方創生過程における男女共同参画を一層推進する必要があります。

##### 【施策の方向】

- 女性が復興と地方創生の担い手として、あらゆる分野で活躍できるよう、就業や起業への取組を積極的に支援します。

※ NPO(non profit organization)

行政・企業とは別に社会的活動を行う非営利民間組織・団体をいう。

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる社会への転換を図っていくことにより、地域活動等への参画を推進します。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①男女共同参画の視点から、家庭、地域、職場等での復興・防災の積極的な取組を促すとともに、防災意識等の高揚を図ります。	危機管理部 生活環境部
②男女共生センターにおいて、復興・防災における男女共同参画を推進するための広報・啓発及び学習機会を提供します。	生活環境部
③ふくしま女性活躍応援会議と連携し、働き方全般を見直し、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる働きやすい環境づくりを推進する企業・団体等を応援します。（Ⅳ(1)）(Ⅳ(3))	生活環境部 商工労働部
④男女共生センター等において、就業（再就職等）を希望する女性等に対して、各種情報を提供するほか、技能（資格）等を習得できる講習会などを実施し、女性の就業のための支援を行います。	生活環境部 商工労働部
⑤コミュニティビジネスの立ち上げの支援、起業化のための相談活動など、女性の起業活動等の取組を支援します。	生活環境部 商工労働部
⑥県内外へ避難している女性、妊娠中の女性や育児中の母親とその家族などが様々な不安・悩み・ストレスを相談しやすいよう、相談窓口の広報を強化するとともに、県の相談体制の充実に努めます。	生活環境部 こども未来局
⑦復興・防災の様々な場面における支援体制に女性の参画を促進するため、男女共生センターを拠点とした各種団体とのネットワークを形成し、それらを活用した取組を推進します。	生活環境部
⑧町内会・自治会等、地域コミュニティの意思決定過程への女性の参画の拡大を要請します。	生活環境部

【指標】

【No.】項目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【1】男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数<累計(年度)>	6,972 人 (H27)	10,200 人 (800 人以上/年)
【2】福島県次世代育成支援企業認証数* *「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数と「働く女性応援」中小企業認証数の合計。なお、「子育て応援」中小企業認証については、平成 29 年 3 月末で認証終了となる。	505 社 (H27)	900 社以上
【3】町内会等の代表における女性の割合	3.4%	(10%)
【4】 <b>新</b> ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体数	75 団体 (H28. 12 末現在)	— (モニタリング指標)

## (2) 防災における女性の参画の促進

### 【目標】

地域の防災に関する施策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を目指します。

### 【現状と課題】

- 東日本大震災及びその後の原子力災害では、避難所運営や生活用品等の備蓄・調達などについて、女性や多様な背景を持つ人々<sup>※</sup>のニーズが十分に反映されませんでした。
- また、固定的な性別役割分担意識から、避難所の食事準備が女性に固定化されたり、家事・育児などの家庭的責任が女性に集中しました。
- 震災時には、過去の事例でも女性に対する性暴力が増加する傾向にあることが指摘されています。
- 平成 28 年 4 月現在の本県の防災会議の委員に占める女性の割合は 11.8%と、平成 24 年からは増加したものの、防災における政策・方針決定に関わる女性の割合は依然として低い状況にあります。
- 避難所の運営や防災の取組を進めるにあたっては、男女のニーズの違いや多様な背景を持つ人々のニーズを把握するとともに、それぞれの視点に十分配慮することが必要であり、また、災害時のような混乱時には、女性に対する性暴力等が起こることを想定した取組を進める必要があります。

### 【施策の方向】

- 防災計画や災害対応において、男女共同参画の視点に立ち、多様な価値を尊重できるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

---

#### ※ 多様な背景を持つ人々

性自認や性的指向を理由として困難な状況に置かれている人々や、高齢者や外国人であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々などをいう。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①地域防災計画や災害における避難所運営等において、十分に女性や多様な背景を持つ人々の視点が反映されるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。	危機管理部 生活環境部
②男女共同参画の視点に立ち、防災の分野で積極的に活動できる女性の人材育成を支援します。	危機管理部 生活環境部
③地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れるよう、意識啓発を行います。	危機管理部 生活環境部
④避難所運営を担う市町村に対し、男女共同参画の視点から必要な対応がなされるよう、情報提供や助言を行います。	危機管理部 生活環境部
⑤防災現場への女性の進出が求められており、女性の消防団員の確保に向けた市町村の取組を支援します。	危機管理部

【指標】

【No.】 項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【5】 県の防災会議における女性委員の割合	11.8%	20%

## 基本目標Ⅱ

### 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

#### 1 男女共同参画意識の普及・啓発

##### (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

###### 【目標】

男女共同参画社会について、広く県民の理解・協力が得られるよう、県・市町村といった行政や多様な団体による広報・啓発を推進し、全県的な取組を目指します。

###### 【現状と課題】

- 意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに70%が「そう思わない」と答え、前回の5割から大きく増加するなど、従来の性別役割分担意識にとらわれない人の割合が高まっています。しかしながら、同じ調査で「家事・育児の大部分を負担している」と回答した女性が、「家事」で68.9%、「育児」で83.4%に上るなど、家事・育児の負担割合には依然として偏りが見られます。
- 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見は、個人の生き方の自由な選択を妨げているため、男女共同参画意識の一層の普及が必要です。
- 男女共同参画に関する広報・啓発については、県や市町村が重要な役割を担っていますが、男女共同参画推進のための計画について、県内町村の策定率が目標に比べ依然として低い水準にあることから、未策定の町村には計画の策定が望まれます。
- また、女性も男性も活躍できる男女共同参画の考え方について、県と県内の様々な分野の団体が官民一体となって広報・啓発を行うことが重要です。

###### 【施策の方向】

- 人権が尊重され、個人の選択の幅を広げる男女共同参画の考え方やそれに基づく実践を広げるため、男女問わず幅広い年齢に理解を促すための効果的な広報・啓発を進めます。
- 社会に根強く残る、固定的な性別役割分担意識の解消を図るための意識啓発、情報提供を推進します。
- 市町村、事業者、県民、NPO等広く各界各層との相互連携・協力のもとに、男女共同参画の推進に向け多様な広報・啓発活動を展開します。



【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①男女共同参画についてのホームページの充実など多様な媒体を活用するとともに、各界各層との連携によるわかりやすい広報・啓発を展開します。	総務部 生活環境部
②男性の正しい理解による意識及び責任に基づく行動が、男性にとっても意義深い男女共同参画社会の形成につながることを、若年層や高年層を含めた幅広い層に様々な観点から広報します。	生活環境部
③男女共生センターにおける情報提供・広報・啓発を充実します。	生活環境部
④ふくしま女性活躍応援会議と連携し、女性が活躍できる環境づくりに向けた気運の醸成や組織のトップの意識改革のための啓発を行います。	生活環境部
⑤県における男女共同参画に関する職員研修を推進します。	総務部 生活環境部 教育庁 警察本部
⑥男女共同参画計画の策定は着実な推進のために重要であり、また行政内部の意識改革にも効果があることから、市町村の計画策定に関する取組等を積極的に支援します。	生活環境部

【指標】

【No.】 項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【6】 男女共生センターにおける普及啓発に関する事業の参加者数累計（年度）	11,204 人 (H27)	16,500 人 (1,500 人以上/年)
【7】 県における男女共同参画に関する職員研修の受講者数	1,285 人 (H27)	— (モニタリング指標)
【8】 市町村における男女共同参画計画の策定率	47.5%	84%以上

## (2) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進

### 【目標】

人格形成過程において固定的な性別役割分担意識が形成されることがないように、人権尊重を基盤とし、男女平等・自立意識の確立に向けた学校教育を目指します。

### 【現状と課題】

- 県では、男女平等の理念に基づく教育の実現を目指し、平成 15 年度までに全ての県立高校を共学化するなど、男女がお互いを尊重して共に学ぶ中で、児童生徒が自己の能力を十分に発揮できるよう、教育活動全般を通じて男女共同参画社会に生きる豊かな感性や意識の醸成に努めています。
- 意識調査によれば、県民の 64.7%が学校教育の場では「男女平等である」と回答していますが、教育の現場では、教職員が無意識のうちにジェンダーにとらわれたまま生徒に指導を行うなどのいわゆる「潜在的カリキュラム<sup>※</sup>」の存在が指摘されています。
- 同じ調査で、「子どもに受けさせたい教育の程度について」の県民の回答を見ると、「大学」は男の子の場合が多く、「短期大学」「各種専門学校・専修学校」は女の子の場合が多いなど、子どもの性別により差が見られ、また、学校統計要覧（平成 27 年 福島県教育委員会）によると、大学への進学者数は女性の方が多い状況ですが、理工系学部への進学は男性の方が多い傾向にあります。

### 【施策の方向】

- 学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについての指導の充実に努めます。
- 児童・生徒が性別にとらわれず、個性を生かせる生き方を主体的に選択し、自立して生きることができるよう、男女平等の視点に立った計画的、組織的な進路指導の充実に努めます。
- 教育の場における男女共同参画に関する問題点の改善を図るとともに、男女共同参画社会形成に関する教育の推進に向け、教員研修の充実に努めます。

---

#### ※ 潜在的カリキュラム

教職員の言動や学校における活動を通して、意図的ではないにしても、結果として一定の意識や態度を伝えていること。男女を必要以上に区別しジェンダーにとらわれた男性像、女性像を子どもたちに伝えていることなどを指す。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①ジェンダーにとらわれず児童生徒の能力を最大限に生かすため、小中高を通じた学力の向上と人間性・社会性の育成を一体的、総合的に推進します。	教育庁
②ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント*は重大な人権侵害であることなど、若年層に向けて人権尊重のための教育や普及啓発を引き続き推進します。	生活環境部 こども未来局 教育庁
③児童生徒に対して、男女共生センターと学校が連携し、男女共同参画についての理解や自己実現についての意識啓発につながる機会を提供します。	生活環境部 教育庁
④学校において、男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、専攻分野や職業について広く情報提供するとともに、将来の経済的自立を念頭に置き、児童生徒が自主的に進路の適正な選択を行えるよう、進路指導の充実等に努めます。(Ⅲ 1 (2))	生活環境部 教育庁
⑤「潜在的カリキュラム」など、学校教育における男女共同参画についての問題点の改善に向けた取組を進めます。	生活環境部 教育庁
⑥教職員の男女共同参画に関する研修を充実し、男女共同参画の正しい理解の浸透を更に推進します。	教育庁
⑦教員の管理職における女性の登用を促進します。(Ⅲ 2 (1))	教育庁
⑧思春期教育など、いのちやこころを大切にする性に関する指導についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。(Ⅴ 2 (1))	生活環境部 教育庁

【指標】

【No.】項目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【9】男女混合名簿の導入率(公立小・中・高の出席簿)	小学校 86.8% 中学校 61.3% 高校 81.4% (H27)	— (モニタリング指標)
【10】教職員における男女共同参画に関する研修の受講者数(公立)	252人 (H27)	— (モニタリング指標)
【11】教員の管理職における女性の割合(公立小・中・高・特別支援の校長、教頭)	10.2% (H27)	20%

※ セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

「性的いやがらせ」のこと。相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。

### (3) メディアにおける人権尊重の推進

#### 【目標】

各種メディアに、女性の人権を尊重した表現の推進のための取組を継続・拡大するよう要請し、広く人権や男女共同参画の視点に配慮した表現の浸透を目指します。

#### 【現状と課題】

- メディアにおいて男女の固定的な役割を内包する表現が伝達されれば、性別にとらわれない多様な生き方の可能性が狭められてしまいます。
- 女性を性的あるいは暴力行為の対象として捉えた性・暴力表現は、男女共同参画社会の実現を大きく阻害し、女性に対する人権侵害となります。
- 表現の自由は尊重されるべきですが、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、不快な表現に接しない自由にも配慮されるべきです。
- 各種メディアが、自主的に人権侵害につながりかねない表現の是正に引き続き努めるとともに、性別にとらわれない多様な生き方の表現についても積極的に取り組むことが求められています。こうした取組を推進するためには、メディア関係者がジェンダーにより敏感な視点を持つことや、企画、制作、編集などの各段階に女性の参画が進むことが期待されます。

#### 【施策の方向】

- 各種メディア等に対して、男女の固定的な役割を内包する表現や性・暴力表現等の是正など、女性の尊厳や人権を尊重した表現に努めるよう主体的取組を引き続き要請します。
- 視聴者や読者がジェンダーを含む様々な視点で情報を主体的に読み解き、必要な情報を活用し、自ら発信する能力を向上させるための取組を行います。
- 県及び市町村が行う広報における表現が、人権の尊重や男女共同参画の視点を踏まえたものとなるための取組を進めます。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①多様なメディアについて、ジェンダーの視点から実態の把握に努め、メディアに対し、性別役割分担意識を内包する表現や性・暴力表現の抑制など人権尊重への配慮を要請します。	生活環境部
②メディアにおける多様な視点からの情報発信のため、企画・制作・編集などあらゆる段階に女性の参画を要請します。	生活環境部
③情報を主体的に読み解き、必要な情報を活用し、自ら発信する能力の重要性についての啓発を行います。	生活環境部
④県政広報物表現ガイドラインの活用により、男女共同参画の視点に立った情報発信に努めます。	全庁
⑤市町村における刊行物等が、男女共同参画の視点に立った情報発信となるように支援します。	生活環境部

【指標】

【No.】項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【12】メディアにおける女性の従業者の割合（企画・制作・編集等に携わる者）	18.3% (H27)	— (モニタリング指標)
【13】メディアにおける女性の管理職の割合	4.4% (H27)	— (モニタリング指標)
【14】市町村における表現ガイドラインの策定率	3.4% (H27)	— (モニタリング指標)

## 2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大

### (1) 男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組の推進

#### 【目標】

男女共同参画に関する様々な調査・研究を行い、成果を生かした施策等を展開し、課題の解決を図ります。

#### 【現状と課題】

- 男女共同参画に関する県民の正しい理解や意識の向上に努めてきた結果、県民の男女共同参画社会に対する理解は高まってきました。
- しかしながら、意識調査によれば「習慣・しきたりの面」については、「男性が優遇されている」と回答した県民が68.8%を占めるなど、依然として強い不公平感があります。
- 地域社会や家庭には、依然として男女共同参画社会の実現を阻む伝統や慣習が見られ、引き続き改善していく必要があります。

#### 【施策の方向】

- 男女平等の視点に立ち、男女共同参画の推進を阻んでいる一部の社会制度・慣行の調査・研究を行い、その成果を各事業に反映させます。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①男女共生センターにおいて、男女共同参画社会の実現のための調査研究を行い、成果を広く発信します。	生活環境部
②男女共生センターにおける調査・研究の成果を施策・事業に積極的に生かします。	生活環境部
③男女の置かれている状況を客観的に把握するための基礎資料として、あらゆる分野に関する男女別の統計データの収集に努めます。	全庁
④情報提供や連携・協力により、民間の男女共同参画に関する研究を支援します。	生活環境部
⑤県内における各種制度や慣行について、ジェンダーの視点で点検し改善に努めるよう関係団体等に働きかけます。	全庁
⑥男女共同参画に関連する各種調査結果等について、広く公表し、改善を促します。	全庁

【指標】

【No.】項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【15】男女共生センターが実施する男女共同参画に関する調査研究数<累計(年度)>	42 本 (H27)	47 本 (1 本以上/年)

## (2) 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大

### 【目標】

男女がともに家庭や地域生活に積極的に参加することを通じて、社会全体における男女共同参画の実践拡大を目指します。

### 【現状と課題】

- 「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という社会のあり方は、経済成長期には一定の機能を果たしましたが、男性の長時間労働や単身赴任などで、家庭や地域生活に犠牲を強いてきた面があります。また、近年は共働き世帯が増加しており、女性の負担が大きくなってきています。
- 潤いのある生活と心の充足、退職後の生活の長期化、子どもに対する家庭教育の観点から、男女共同参画の視点に立ち、地域社会の一員としてバランスのとれた生活を築いていくことが大切です。
- 家庭内の家事・育児・介護等について、女性だけではなく家族全員が協力して担うことの重要性の啓発や、男性の仕事を優先するライフスタイルの見直しを進め、ボランティア活動やNPO等の活動を始めとする各種地域活動に、男女ともに参画しやすい環境の整備を進める必要があります。

### 【施策の方向】

- 固定的な性別役割分担意識の解消を図り、共働き世帯の増加といった社会背景の変化を踏まえ、家庭や地域における男女共同参画の実践の拡大を目指します。
- ボランティアやNPO活動への参加気運の醸成と機会づくり、情報の提供とネットワークづくり及び参画しやすい環境づくりなどにより、地域活動等に対する男女の積極的参画を促進します。
- 様々な活動を含めた地域生活に男性や若年層が参加しやすくなるような取組を進めます。



【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①地域活動に対する男女の積極的参画のため、男女共生センターを拠点とした各種団体等とのネットワークを形成し、それらを活用した取組を推進します。	生活環境部
②男女がともに参加する住みよい地域づくりができるよう、ふくしま地域活動団体サポートセンター、県ボランティアセンター等を支援し、地域活動やボランティア活動を推進します。	文化スポーツ局 生活環境部 保健福祉部 教育庁
③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を企業等に対して普及啓発することにより、地域活動やボランティア活動等へ参画できるよう支援してまいります。	生活環境部 商工労働部
④県のホームページ上で、個々のNPOの事業情報等を掲載するとともに、多様なキャリア形成にもつながる活動について広く情報提供します。	文化スポーツ局

【指標】

【No.】項目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【16】NPO法人認証件数	875 件 (H27)	1,055 件以上
【17】NPOやボランティアと県との協働事業数	105 事業 (H27)	130 事業以上

### (3) 家庭・地域における学習機会の充実

#### 【目標】

家庭教育や社会教育における男女共同参画に関する学習機会の拡充や意識啓発を推進し、性別にかかわらずあらゆる年代の人々が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、伸びやかに生きることができる社会の実現を目指します。

#### 【現状と課題】

- 意識調査によれば、男女がともに仕事や家庭等で積極的に参加していくために必要なことについては、「男女ともに家事ができる育て方等」との回答が 38.7%であり、家庭における教育の重要性が認識されています。
- また、同じ調査で「女性と男性の望ましい生き方」について、男女とも「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」の割合が最も多かったものの、男性の望ましい生き方の2番目が「仕事を優先させる」であったのに対し、女性の望ましい生き方の2番目は「家庭生活を優先させる」となるなど、依然として性別による役割分担意識が受け継がれています。
- 男女共同参画社会の実現のためには、家族の構成員が男女共同参画について正しく理解することが必要であり、また、未来を担う子どもたちが、人権尊重や自立の意識を確立できるよう、幼少期からの家庭等における教育を支援することが重要です。
- 社会教育においては、人権尊重と男女平等の意識を高め、生涯を通じて様々な学習機会や情報を提供していくことが求められています。

#### 【施策の方向】

- 固定的な性別役割分担意識が依然として残っていることから、男女共同参画の理念について、わかりやすい意識啓発活動を進めます。
- 家庭や地域社会において、引き続き固定的な性別役割分担意識の解消を促しながら、男女共同参画を踏まえた様々な社会活動が実践されるよう支援します。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①家庭等における幼少時からの男女平等教育の推進に向け、情報・学習機会を提供します。	生活環境部 教育庁
②男性が男女共同参画について理解を深めるための広報・啓発及び学習機会を提供します。	生活環境部
③家庭や地域において、生涯にわたり固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育を行うためのわかりやすい教材研究や指導者養成等を推進します。	生活環境部 教育庁
④男女共生センターにおいて、各種の情報・学習機会の提供により男女共同参画に関する意識の高揚に努めるとともに、様々な社会活動を支援する機会の充実を図ります。	生活環境部
⑤女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。	生活環境部 商工労働部
⑥地域の男女共同参画を促進するための人材育成を行います。	生活環境部

【指標】

【No.】 項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【1】男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数<累計(年度)>(再掲)	6,972 人 (H27)	10,200 人 (800 人以上/年)
【18】市町村における男女共同参画に関する学習機会	260 回 (H27)	— (モニタリング指標)

### 3 多様な価値を尊重する社会の実現

#### (1) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進

##### 【目標】

男女平等の実現や女性の地位向上のために採択された国際人権規範等を取り入れ、多文化共生社会における男女共同参画の推進に向けた国際交流・協力を推進します。

##### 【現状と課題】

- 国が批准している男女共同参画に関する国際条約について、その動向に注目しながら、目的が十分達成されるよう、県内への浸透に努め、国際基準の達成を図ることが必要です。
- 男女共同参画社会の形成を積極的に進めてきた国々の実績や問題点を知るなど、国際的な女性の人権に関する問題への理解を深め、男女共同参画の視点から、国際的な交流・協力を行う必要があります。
- また、国を越えた相互の信頼関係や友好・協力関係を進めるため、情報交換、人事交流、国際協力について行政、NPO等それぞれが連携し充実を図ることが求められています。さらに、情報収集やコミュニケーションの手段として必要となる外国語能力の向上を図っていく必要もあります。

##### 【施策の方向】

- 国際的な人権規範の取り入れに努め、その周知・浸透を図るとともに、国際社会における取組の動向、成果を活用し、問題解決につなげます。
- 男女平等の視点を持ち国際交流・協力を進めるNPO等との連携を進め、またその自主的な活動を支援するなど、多文化共生社会における男女共同参画を推進します。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」、さらには「北京+20」などの国際規範や国際的動向の周知とそれらを踏まえた施策の推進に努めます。	生活環境部
②男女共生センターにおいて、国際社会における男女共同参画の取組について調査・研究を行うとともに、取組への理解を促進するような学習機会を提供します。	生活環境部
③地域や文化によりジェンダーが異なることを踏まえて、男女平等の視点での国際交流事業を推進します。	生活環境部
④青年海外協力隊の派遣協力や、JICA等との協力による海外からの研修員の受入等、国際交流・協力事業を男女平等の視点で推進します。	生活環境部
⑤国際交流・協力を進めるNPO等との連携を進めます。	生活環境部
⑥すべての生徒に、直接外国青年（英語指導助手）に接して語学指導を受ける機会を設け、外国語教育の充実を図ります。	教育庁

【指標】

【No.】項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【19】 青年海外協力隊の派遣者累計（男性） （女性）	377人 280人 (H27)	—  (モニタリング指標)
【20】 国際交流・協力を進めるNPO等の数	103件 (H27)	130件

## (2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

### 【目標】

多様なルーツを持つ住民が暮らしやすく、地域の一員として参画できるような多文化共生社会の実現を目指します。

### 【現状と課題】

- 世界各地から留学や結婚、仕事などで来県した外国籍住民や帰化した住民など多様なルーツを持つ住民の中には、生活習慣や言葉の違いなどから、地域生活や家庭内の問題、住宅問題、就労問題など生活上様々な困難を抱えているケースがあります。特に女性においては、性による差別を受けやすいため、ジェンダーの視点での取組が必要です。
- 来県直後においては、情報の不足によるトラブルに直面しやすいことから、生活に関する情報提供や行政における相談窓口の充実が求められています。
- 地域社会の一員として参画できる環境づくりが求められており、その際には、多様なルーツを持つ住民が主体的に参画する視点や、その意見が社会に反映されるような仕組みづくりが求められます。

### 【施策の方向】

- 多様なルーツを持つ住民の意見も取り入れながら、すべての人がわかりやすい情報の提供や案内表示を推進するとともに、相談体制を一層充実するなど、国籍にかかわらず暮らしやすい生活環境づくりに努めます。
- NPO等との連携を強化し、男女共同参画に関する国際的な視点を持った国内活動を支援します。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、ユニバーサルデザイン <sup>※</sup> の普及啓発及び実践を図ります。	全庁
②多様なルーツを持つ女性の実態把握に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。	生活環境部
③国際理解教育の推進と多文化共生理解の促進に努めます。	生活環境部 教育庁
④通訳や日本語学習をサポートできる民間ボランティア、日本語学習指導者の養成に努めます。	生活環境部
⑤県の概要や事業等について、外国語による情報提供に努めます。	全庁
⑥多様なルーツを持つ女性の視点や意見などが、行政に反映されるような仕組みづくりに努めます。	全庁

【指標】

【No.】項目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【21】国際理解講座の実施回数	72回 (H27)	50回以上

※ ユニバーサルデザイン (universal design)

すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語等の違いにかかわらず、すべての人にとって安全、安心で利用しやすいように建物、製品、サービス等を計画、設計する考え方。

### (3) 性自認や性的指向にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現

#### 【目標】

性自認<sup>※</sup>や性的指向<sup>※</sup>などを理由として困難な状況に置かれている人々への理解を深めるための教育、啓発を進め、性自認や性的指向にかかわらず人格と個性が尊重され、共生できる社会の実現を目指します。

#### 【現状と課題】

- 近年、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）などの性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々についての社会的認識が進みつつあります。
- 文部科学省では、平成26年に行った「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を踏まえ、各都道府県教育委員会等に対し、性同一性障害に係る児童生徒に対して適切に対応するよう求めています。また、平成28年には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を作成し、通知に基づく対応のあり方を示しています。
- また、国の第4次男女共同参画基本計画でも、性同一性障害や性的指向を理由として困難な状況に置かれている人々への配慮が盛り込まれました。
- 性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々は、偏見や固定的観念により人権を侵害されやすいため、人権尊重の観点から配慮が必要です。

#### 【施策の方向】

- 性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により、困難な立場に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、人権教育や啓発を推進します。
- 学校においては、性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている児童生徒の心情に配慮した対応をするとともに、小・中・高校・特別支援学校とも児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領における人権教育に関わる内容を踏まえ、人権（性自認や性的指向に関するものも含む。）を尊重する意識を高める教育を推進します。

---

#### ※ 性自認

自分がどの性別であるかの認識。この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる。また「私はどちらの性別でもない」「私はどちらの性別なのかわからない」という認識を持つ人もいる。性自認が生物学的な性別と一致しない人や、どちらの性別にも違和を感じる人をトランスジェンダーと呼ぶ。

#### ※ 性的指向

恋愛感情や性的な関心・興味が向かう方向性。例えば性的指向が同性に向いている人は同性愛（レズビアン、ゲイ）、同性にも異性にも向いている人は両性愛（バイセクシュアル）、異性のみに向いている人は異性愛（ヘテロセクシュアル）等と呼ばれる。また、恋愛感情や性的な関心・興味が生じない人もいる。



【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、講座、セミナーや教員等を対象とした研修等により、人権教育や啓発を進めます。	生活環境部 商工労働部 教育庁
②学校においては、性同一性障害に係る児童生徒に対する対応に関する文部科学省通知等を踏まえ、性自認や性的指向などを理由とした困難を抱える児童生徒の心情に配慮した対応をするとともに、小・中・高校・特別支援学校とも児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領における人権教育に関わる内容を踏まえ、人権（性自認や性的指向に関するものも含む。）を尊重する意識を高める教育を推進します。	教育庁
③性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の相談（対面・電話等）に応じるとともに、相談窓口の広報や相談担当者の知識の向上に努めます。	生活環境部 保健福祉部 教育庁
④各種申請書類等において性別記載の必要がないと判断されるものについての性別欄の廃止など、行政サービスにおいて多様な性自認や性的指向を尊重する対応を進めます。	全庁

【指標】

【No.】項目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【22】 <b>新</b> 男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座（性自認や性的指向に関する内容を含む講座に限る。）の受講者数 ＜累計（年度）＞	0人	200人
【23】 <b>新</b> 教職員における男女共同参画研修の受講者数＜累計（年度）＞ ※性自認や性的指向に関する内容を含む研修は平成 29 年度から実施。	0人	— (モニタリング指標)

### 基本目標Ⅲ 女性の活躍の促進

#### 1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

##### (1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

###### 【目標】

女性自らが意欲を高め能力が発揮できるよう人材育成に取り組むとともに、あらゆる分野における男女共同参画の拡大を目指します。

###### 【現状と課題】

- 意識調査によると、「仕事に専念あるいは優先させる」生き方は女性よりも男性に望まれている一方で、「家庭生活又は地域生活に専念あるいは優先させる」生き方は男性よりも女性に望まれており、性別によって望ましい生き方が異なる結果となっています。
- 固定的性別役割分担意識や慣行が男女の社会的役割に結びつき、女性の社会経験が不足しがちなことと相まって、様々な意思決定の場への女性の参画を遅らせている要因となっています。
- 女性自身が意欲を高め行動することの必要性について、啓発を進めるとともに、意欲ある女性に対し能力開発の支援や情報の提供等を行い、男性とともに様々な分野に参画し、責任を果たせる女性人材を積極的に育成していくことが必要です。

###### 【施策の方向】

- 女性のエンパワーメントのための教育・学習活動の充実を図り、人材育成を推進します。
- 女性があらゆる分野で活躍できるよう、機会の確保や情報提供等に努め、参画しやすい環境づくりなどの支援策を推進します。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①男女共生センターにおいて、女性のエンパワーメントの推進に資する各種講座を開催し、女性人材の育成を図ります。	生活環境部
②社会の様々な分野において活動できる女性リーダーが育成されるよう支援するとともに、活躍している女性等によるネットワークの構築を支援します。	生活環境部 農林水産部 教育庁
③地域における男女共同参画の学び・実践の広がりに寄与する人材の育成に努めます。	生活環境部 教育庁
④男女共生センターを拠点に、必要な情報の提供、相談窓口の充実、学習機会の提供・整備等、女性の能力発揮のための支援を行います。	生活環境部
⑤理工系分野や保健分野等男女の進出に差がある分野の関心を喚起するため広く情報提供に努めます。	生活環境部 教育庁
⑥ふくしま女性活躍応援会議と連携し、女性の登用を促進し、女性自らが意欲を高め、能力を発揮できる取組を推進します。	生活環境部 商工労働部

【指標】

【No.】項目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【24】男女共生センターにおける女性のエンパワーメントの推進にかかる講座の受講者数<累計(年度)>	1,813 人 (H27)	3,700 人 (300 人以上/年)
【25】男女共同参画人材リスト利用件数(閲覧を含む)<累計(年度)>	63 件 (H27)	124 件 (10 件以上/年)
【4】 <b>新</b> ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体数(再掲)	75 団体 (H28.12 末現在)	— (モニタリング指標)

## (2) 女性の活躍のための環境整備と経済的自立の促進

### 【目標】

職場における男女の均等な機会と待遇を確保し、女性が性別による差別や妊娠・出産による不利益を受けることなく、その能力と意欲を生かせる環境づくりを進めます。

また、女性が様々な分野に参画し、能力を発揮していきいきと暮らし、働くことができるよう、女性の経済的自立の促進を目指します。

### 【現状と課題】

- 本県の女性の年齢階級別労働力率は、20代後半から30代後半までの出産育児期に仕事を離れ、その後再就職する傾向となっています。いわゆる「M字カーブ」を描いており、女性にとって出産、育児などで就業の継続が困難な状況が依然として存在していることがわかります。
- 募集、採用、教育訓練、昇進等の性差別や妊娠・出産による不利益等を禁じる男女雇用機会均等法の趣旨に沿った雇用管理を行い、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント※の防止やポジティブ・アクション※の実施など、女性がその能力を十分に発揮できる環境づくりが求められています。
- また、母子世帯の経済状況は深刻であり、その平均年収は児童のいる全世帯の平均年収の5割にも満たない状況です。(平成23年度全国母子世帯等調査 厚生労働省) 併せて、女性の単身高齢者においても、年収120万円未満の世帯が23.7%で、同様の状況の男性と比較して高い割合であり、経済困窮などの問題を抱えやすくなっています。(平成23年度男女共同参画白書 内閣府)
- こうしたことから、女性の経済的自立は社会のあらゆる場に参画し能力を発揮していくうえでの基礎であることの啓発を進め、経済的自立に向けた各種の支援を進める必要があります。

### 【施策の方向】

- 女性が経済的に自立することの重要性について広く意識啓発を行います。
- 女性労働者が意欲や能力を生かして就業を継続できるよう、男女雇用機会均等法等の

---

#### ※ マタニティ・ハラスメント (maternity harassment)

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いを行うこと。

#### ※ ポジティブ・アクション (positive action) (積極的改善措置)

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの。

男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされている。

県は男女共同参画推進条例第13条において、男女間の参画の機会に差が生じている場合、県民及び事業者と協力して積極的改善措置が講ぜられるよう努めることとされている。

趣旨を踏まえた取組の推進を企業等に対し幅広く働きかけます。

○職場における実質的な男女平等を実現するため、企業におけるポジティブ・アクションの実施を促進します。

○母子家庭への就業支援を行うことにより、経済的自立を支援します。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①女性の資産形成を進めるための啓発を行うなど、女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。	生活環境部
②学校において、男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、専攻分野や職業について広く情報提供するとともに、将来の経済的自立を念頭に置き、児童生徒が自主的に進路の適正な選択を行えるよう、進路指導の充実等に努めます。(Ⅱ 1 (2))	生活環境部 教育庁
③女性労働者が就業を継続し、能力を発揮してキャリアアップできるよう、情報・学習機会の提供や企業に対する働きかけを行います。	生活環境部 商工労働部
④再就職を目指す女性に、各種情報を提供するほか、技能研修や職業教育を通じた就業支援の充実に努めます。	生活環境部 商工労働部
⑤男女雇用機会均等法等、労働関係法令の周知を図ります。	商工労働部
⑥男女の労働条件における格差をなくすための普及啓発を行います。	商工労働部
⑦短時間正社員等働きやすい制度の普及に努めます。	商工労働部
⑧実質的な男女の均等を確保するため、女性の妊娠出産による不利益な取扱いや間接差別をなくす啓発活動を推進します。	生活環境部 商工労働部
⑨事業主等に対し、新規学卒者の受け入れを含め、性差別のない正規雇用の拡大を促進します。	商工労働部
⑩女性労働者の実態を含め、県内の労働条件に関する実態把握に努め、調査結果等の成果を事業や取組に生かします。	商工労働部
⑪ハラスメント防止対策を推進します。	生活環境部 商工労働部
⑫ポジティブ・アクションの普及に努め、企業における取組の積極的な実施を促進します。	商工労働部
⑬パートタイム労働法及びパートタイム労働指針等の周知と普及を図ります。	商工労働部
⑭母子家庭の経済的自立を図るため、資格取得やスキルアップを促進するための給付金支給や貸付を行うとともに、就業相談、情報提供、職業紹介等の就業支援を行います。	こども未来局

【指標】

【No.】 項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【26】男女の賃金格差（男性を100とした場合の女性の比率）（全年齢平均）	70.7% (H27)	— (モニタリング指標)
【2】福島県次世代育成支援企業認証数*（再掲） *「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数と「働く女性応援」中小企業認証数の合計。なお、「子育て応援」中小企業認証については、平成29年3月末で認証終了となる。	505社 (H27)	900社以上
【27】ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	8.9% (H27)	10%
【28】パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合（正社員と同じ仕事を行わせているパートタイム労働者がいる事業所のうち、賃金等の面で均等待遇を行っている事業所の割合）	53.8% (H27)	— (モニタリング指標)

### (3) 自営業等における女性の労働に対する適正な評価と支援

#### 【目標】

農林水産業や商工業等の自営業に従事する女性が、労働に見合った正当な評価を受けられるよう、啓発を進めます。

また、子育て支援の充実や起業・事業運営に関する支援に取り組み、自営で働く女性を支えることができる環境づくりを目指します。

#### 【現状と課題】

- 家族で経営する農林水産業や商工業等の自営業は、時間的にも空間的にも仕事と生活を分けることが困難であり、特に女性は家事労働も含め長時間労働になりやすいことから、家族間において女性が日頃果たしている役割を適正に評価することが重要です。
- 自営業者等であって子育て期にある女性が、経営者として事業を営んでいくことと家事労働を含めた生活で担う役割の両立を図っていくためには、配偶者や周囲の人々の理解やサポートが必要であり、また保育事業の拡充など子育て環境の充実が求められています。
- 女性の起業は新たな就業形態の一つとして期待されていることから、創業資金の融資、相談、起業家セミナーの開催などにおいては、男女がともに利用しやすい起業や事業運営に必要な支援を推進することが重要です。

#### 【施策の方向】

- 農林水産業や商工業等の自営業において女性の労働を適正に評価する意識を醸成し、経済的自立の促進や労働環境の整備を推進します。
- 農業経営や起業活動に積極的に参画する意欲ある女性に対する支援を行います。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①女性従業者や家族経営等における労働実態の把握に努め、女性が日頃から果たしている役割が正当に評価されるよう啓発を行います。	商工労働部 農林水産部
②農家における家族経営協定締結の推進及び内容の充実や女性の労働の適正評価等により女性の経営参画を促進します。	農林水産部
③農業経営や起業活動に積極的に参画する意欲のある女性農業者に対する支援を行います。	農林水産部
④女性農業者が主体的に経営参画できるよう経営能力の向上を支援します。	農林水産部
⑤法人化等の支援により、農村女性による起業活動や経営発展を促進します。	農林水産部
⑥就職、再就職及び起業に役立つ知識や技能（資格）等を習得できる機会を提供し、女性の参画・進出を応援します。	生活環境部 商工労働部 農林水産部
⑦起業希望者に対し助成や融資に関する支援制度を周知し、男女がともに活用しやすいセミナーや相談等の実施に努めます。	商工労働部 農林水産部
⑧保育所入所定員の拡大や多様な保育サービス、放課後児童対策により一層取り組むことにより、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等が充実するよう実施主体である市町村を支援します。（Ⅳ(2)）	総務部 こども未来局 教育庁

【指標】

【No.】 項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【29】 家族経営協定締結者数	1,089 戸 (H27)	1,500 戸以上
【30】 農林水産関係における女性起業グループ経営体数のうち売り上げ1人当たり 100 万円以上のグループ数	8 グループ (H27)	40 グループ以上
【31】 一時預かり実施施設数	156 か所 (H27)	150 か所 (H31)



## 2 意思決定過程における女性の参画の促進

### (1) 公的分野における参画の促進

#### 【目標】

施策や方針を決定する場で、男女の意見が等しく反映されるよう、公的分野における意思決定過程への女性の参画の促進を目指します。

#### 【現状と課題】

- 政治、経済、社会、文化など社会のあらゆる分野の意思決定の場に男女が等しく参画することが男女共同参画社会を実現するためには必要であり、特に公的機関においては、住民生活に影響を与える政策・方針を決定する場であることから、その決定過程への女性の参画がこれまで以上に必要です。
- 意識調査でも、「国会議員、都道府県議会議員、市（区）町村議会議員」「都道府県、市（区）町村の首長」「国家公務員、地方公務員の管理職」などの公的分野において女性の参加が望まれています。
- 県内の地方議員に占める女性の割合は全国平均と比べても低い状況にあり、また、県の審議会等における女性の割合は平成 24 年の 37.1%から 34.9%に低下するなど、更なる女性の参画が求められています。
- 女性公務員の職域拡大や能力活用、管理職への積極的登用に向け、県における「福島県職員男女共同参画推進行動計画」に基づく取組など、「女性活躍推進法」や「男女共同参画推進条例」に定めるポジティブ・アクションを含む具体的な取組を一層進める必要があります。

#### 【施策の方向】

- 幅広い職務経験の付与や管理職への登用など、県自ら率先して職員の男女共同参画を推進します。
- 施策や方針の決定過程における男女共同参画のための取組を一層進めるとともに、審議会等への女性委員の登用を促進します。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①「審議会等への女性の登用促進要綱」に基づき、女性の参画を引き続き進めます。	全庁
②男女共同参画人材リストについて、様々な分野で活躍する女性の情報収集に努めるとともに、活用を図ります。	生活環境部
③「福島県職員男女共同参画推進行動計画」等の着実な推進を図ります。	総務部 教育庁 警察本部
④各職場において、職員の能力、資質、意欲等を踏まえた職務経験の付与や育児、介護等に配慮した研修参加の機会を通じ、女性職員の能力向上とキャリア形成に努めます。	全庁
⑤女性職員及び教員のポジティブ・アクションについて、男女共同参画推進条例の趣旨を尊重した取組を推進します。	総務部 教育庁 警察本部
⑥教員の管理職における女性の登用を促進します。(Ⅱ 1 (2))	教育庁
⑦女性の政治参加の重要性についての啓発を実施します。	生活環境部

【指標】

【No.】 項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【32】 県の審議会等における委員の男女比率	34.9% (女性委員)	「いずれの性も40% を下回らない」
【33】 市町村の審議会等における女性委員の割合	21.9%	(30%)
【34】 県の女性管理職の割合(知事部局)	5.8%	8.0%
【35】 市町村の女性管理職の割合	11.3%	(15%)
【36】 県議会における女性議員の割合	13.8%	— (モニタリング指標)
【37】 市町村議会における女性議員の割合	7.5%	— (モニタリング指標)

## (2) 企業、団体、地域等における参画の促進

### 【目標】

企業や各種団体等、あらゆる組織や地域コミュニティにおいて、方針の決定過程に男女が等しく参画できるよう、女性の参画拡大を目指します。

### 【現状と課題】

- 働く場における女性の活躍を一層推進するため、女性活躍推進法が成立しました。
- 労働条件等実態調査(平成 27 年福島県)によると、従業員 30 人以上の民間事業所における常用雇用者の内、女性就業者の割合は 36.0%ですが、部長職に占める女性の割合は 9.5%、課長職 12.7%で、依然として低い状況にあります。
- 福島県内の農業就業人口に占める女性の割合は 50.6%(2015 年世界農林業センサス 農林業経営体調査結果 福島県)と半数を超えているにもかかわらず、農業協同組合の正組合員数に占める女性割合は増加していますが、依然として低く、生産・経営の方針決定が男性中心に行われている状況が続いています。
- PTA・町内会・労働組合等の活動においても、女性の参加が多いにもかかわらず、方針を決めるPTA・町内会等の代表については、男性の割合が高く、女性の割合が低い状況が続いています。
- 地域社会や各種団体等の活動は、まちづくりや教育など生活と密接に関連することから、男女共同参画推進条例の趣旨に沿って、性別にとらわれない役員選任等により、方針決定に男女ともに関わっていく必要があります。

### 【施策の方向】

- 企業、団体、地域等における女性の参画の拡大のため、男女共同参画の視点に立ち、女性が活躍できるよう、企業や各種団体等における取組を促進します。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①企業、団体、地域における固定的な性別役割分担意識の解消への取組を促進します。	全庁
②企業等に対して、多様な働き方に柔軟に対応できる職場環境の整備が、有能な人材の確保、育成、定着及び生産性の向上などにつながり、利点の多い取組であることを啓発します。	生活環境部 商工労働部
③入札制度において、働く女性応援や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する取組を行っている企業の評価を加算するなど、企業の取組を促進します。	総務部 商工労働部
④女性労働者の能力発揮やキャリアアップに向けた研修、ポジティブ・アクションの導入等を促進します。	商工労働部
⑤町内会・自治会等、地域コミュニティの意思決定過程への女性の参画の拡大を促進します。	生活環境部
⑥農業協同組合の役員、農業委員への女性の登用促進や、農業協同組合等への女性の正組合員加入拡大について、啓発活動を推進します。	農林水産部
⑦ふくしま女性活躍応援会議と連携し、女性が活躍できる環境づくりに向けた気運の醸成や組織のトップをはじめとした意識改革への取組を促進します。	生活環境部

【指標】

【No.】 項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【38】 民営事業所の管理職における女性の割合 (係長相当職以上の女性比率)	18.3% (H27)	— (モニタリング指標)
【2】 福島県次世代育成支援企業認証数* (再掲) *「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数と「働く女性応援」中小企業認証数の合計。なお、「子育て応援」中小企業認証については、平成 29 年 3 月末で認証終了となる。	505 社 (H27)	900 社以上
【27】 ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合 (再掲)	8.9% (H27)	10%以上
【39】 P T A 会長における女性の割合	12.8%	(20%)
【3】 町内会等の代表における女性の割合 (再掲)	3.4%	(10%)
【40】 農業協同組合における女性の正組合員数の割合	17.3% (H27)	(25%) (H28)

【No.】項目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【41】女性委員が複数人いる農業委員会の割合	35.6% (H27)	(100%)
【4】 <b>新</b> ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体数(再掲)	75 団体 (H28.12 未現在)	— (モニタリング指標)

## 基本目標Ⅳ

### 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

#### (1) 働き方改革等の推進

##### 【目標】

男性中心型となっている働き方を変革し、男女が仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自ら選択しバランスよく実現できる就業環境づくりを目指します。

##### 【現状と課題】

- 長時間労働は依然として男性の働き方に多く見られ、また、長時間労働を前提とした働き方は、女性の活躍を阻害する一因となっています。
- 平成 27 年の毎月勤労統計調査によると、本県における一般労働者（事業所規模 5 人以上で、常用労働者のうちパートタイム労働者を除く）の月間総実労働時間は 172.8 時間でここ数年は微増傾向にあり、国の 168.8 時間より長いだけでなくその差が拡大しています。また、意識調査によれば、女性が働き続けるために必要なこととして、「労働時間の短縮や休日の増加、就業時間に柔軟性を持たせる」が 52.4%と最も多くなっています。
- 国においては、平成 28 年 9 月、長時間労働の是正や同一労働同一賃金などの実現に向けて「働き方改革実現会議」を設置し、「働き方改革実行計画」を策定しました。
- 今後は、総労働時間の短縮を進めるとともに、男女を問わず短時間勤務や在宅勤務（テレワーク※）など柔軟で多様な就業形態、育児・介護休業等を取得しやすい職場環境の整備など、多様な生活スタイルやライフステージに応じた、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる雇用環境の整備が求められています。

##### 【施策の方向】

- 働き方の見直しの必要性や有効性を企業に周知するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性について広く広報に努めます。
- 男女を問わず育児・介護休業等を取得しやすい、また休業後復職しやすい職場づくりなど、子育て・介護に配慮した労働条件の整備を促進するため企業等への啓発に努めます。
- 出産、育児、介護等による退職者の再就職を支援します。
- 多様な働き方について、次世代育成支援対策推進法や育児・介護休業法等の法令遵守のもとに、子育てや介護がしやすく働きやすい職場環境の実現に向け普及啓発に努めます。

#### ※ テレワーク

情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。在宅勤務もテレワークのひとつの勤務形態である。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①ふくしま女性活躍応援会議と連携し、働き方全般を見直し、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる働きやすい環境づくりを推進する企業・団体等を応援します。（Ⅰ（1））（Ⅳ（3））	生活環境部 商工労働部
②育児・介護休業制度を広く周知するとともに、取得しやすい職場環境の実現に向けて取り組みます。	商工労働部
③育児・介護休業法に定める子育て期間中の勤務時間短縮等の措置について、普及啓発に努めます。	こども未来局 商工労働部
④育児・介護休業中等の勤労者に対して、生活安定に必要な資金を低利で融資します。	商工労働部
⑤長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進に向け、企業への啓発を行います。	商工労働部
⑥再就職を希望する人が円滑に就職できるよう、受入環境整備を促進します。	商工労働部
⑦女性の再就職に向け、情報提供、キャリアカウンセリング、職業訓練などの支援や、再就職に関する支援を行います。	生活環境部 商工労働部
⑧パートタイム労働者・派遣労働者などの非正規雇用者においても子育てや介護がしやすく働きやすい職場環境の実現に向け普及啓発に努めます。	商工労働部

【指標】

【No.】項目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【4】 <b>新</b> ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体数（再掲）	75 団体 (H28.12 末現在)	— (モニタリング指標)
【2】福島県次世代育成支援企業認証数*（再掲） *「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数と「働く女性応援」中小企業認証数の合計。なお、「子育て応援」中小企業認証については、平成29年3月末で認証終了となる。	505 社 (H27)	900 社以上
【42】年次有給休暇の取得率	46.8% (H27)	60%
【43】育児休業取得率 (事業所規模 30 人以上)	(女性) 93.4%(H27) (男性) 3.9%(H27)	97.3%以上 5.2%以上
【44】介護休業制度の利用実績のあった事業所の割合（事業所規模 30 人以上）	6.8% (H27)	10%
【45】育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合（事業所規模 30 人以上）	96.1% (H27)	100%

【No.】 項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【46】介護休業制度を就業規則に規定している企業の割合（事業所規模 30 人以上）	93.0% (H27)	100%
【47】出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	18.4% (H27)	20.0%
【48】 <b>新</b> イクボス宣言をした企業数<累計>	8件 (H28.12 末現在)	100件 (H30)



## (2) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大

### 【目標】

育児・介護について、様々な家族や家庭のあり方に応じた支援策に取り組み、男女のバランスの良い参画や社会支援の拡大を目指します。

### 【現状と課題】

- 意識調査によると、女性は「出産・育児」や「介護」を理由に退職している状況が明らかになっています。
- また同じ調査で、自宅で介護する場合、女性は「自分」を主な介護の担い手と答えた人が79.2%で最も多く、男性は「自分の配偶者」が介護の担い手と答えた人が37.8%で一番多いのが現状です。
- 平成23年の社会生活基本調査結果（総務省統計局）によれば、依然として女性が家事・育児等に多くの時間を費やしており、男女のバランスの良い家庭参画が課題となっています。
- さらに近年は、晩婚化により、子育てをしながら親の介護も行うダブルケアの問題が生じてきています。
- 家事・育児・介護などは、本来家族全員が協力して行うものですが、固定的な性別役割分担意識や慣行から、現実には女性の負担が大きく、就業継続や社会参画を困難にしています。一方、男性の多くが仕事中心の環境に置かれ、家事等を担うことを難しくしています。
- 現在女性が多くを担っている育児・介護について、男女が協力して担うことや社会全体で支え合うことができるよう、子育て支援、介護サービスの充実などの環境整備が必要です。

### 【施策の方向】

- 育児・介護について、男女が協力して担うことができるよう、様々な家族や家庭のあり方にも応じた多様な子育て支援、介護サービスの充実を図ります。
- 保健、福祉、教育等の連携のもと、地域ぐるみで子育てを支援する体制の整備を図り、社会全体で子育てを支える環境づくりを進めます。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①保育所入所定員の拡大や多様な保育サービス、放課後児童対策により一層取り組むことにより、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等が充実するよう実施主体である市町村を支援します。(Ⅲ 1 (3))	総務部 こども未来局 教育庁
②「子育て支援を進める県民運動」を一層推進し、安心して子育てができるとともに、子どもが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。	こども未来局
③子育て等に関する相談・情報提供体制を整備します。	こども未来局
④子育てサークルの情報について収集・提供を行い、相互交流によるネットワーク化・機能強化を図るとともに、地域子育て支援センターの設置を進め、地域で子育てを支援・応援する環境づくりに努めます。	総務部 こども未来局
⑤ファミリー・サポート・センター*の普及、会員拡大を支援します。	こども未来局
⑥介護保険の対象となる在宅及び施設サービスの提供基盤の整備を促進します。	保健福祉部
⑦介護予防施策や自立した生活の支援を行う生活支援施策の充実と軽費老人ホーム等の整備を促進します。	保健福祉部

【指標】

【No.】 項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【49】 保育所入所待機児童数	401 人 (H27)	0 人 (H31)
【50】 延長保育実施施設数	278 か所 (H27)	324 か所 (H31)
【31】 一時預かり実施施設数(再掲)	156 か所 (H27)	150 か所 (H31)
【51】 病児・病後児保育実施施設数	23 か所 (H27)	37 か所 (H31)
【52】 放課後児童クラブ設置数	410 か所 (H27)	419 か所 (H31)
【53】 地域子育て支援拠点施設数(累計)	104 か所 (H27)	124 か所 (H31)

※ ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい会員と育児の援助を受けたい会員からなる相互援助組織で、市町村などが設置する。保育施設までの送迎、保育施設の保育時間開始前や終了後の一時預かり、保護者の病気や急用の場合の一時預かりなどの事業を行う。

【No.】 項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【54】ファミリー・サポート・センターの設置数(累計)	29 か所 (H27)	31 か所 (H31)
【55】特別養護老人ホーム等の定員 (特別養護老人ホーム) (介護老人保健施設)	(H27) 11,419 人 7,338 人	(H29) 12,807 人 7,541 人
【56】男女共生センターにおける介護実習・普及事業の参加者累計(年度)	17,544 人 (H27)	22,100 人 (1,500 人以上/年)

### (3) 家庭・地域等における男性の参画の促進

#### 【目標】

男女共同参画社会の実現には、男性により強く残る固定的性別役割分担意識を解消し、家庭生活や地域活動へ積極的に参画することが必要であり、そのための普及啓発と支援に取り組みます。

#### 【現状と課題】

- 男性の多くは、男女共同参画について「女性だけの問題」と認識しがちであり、男性にとっても重要であることが十分理解されていない状況です。
- また、男性の長時間労働は、男性にとっても家族とのコミュニケーション不足や子育てにかかわれないなどの問題を生じさせています。
- 平成 23 年の社会生活基本調査結果（総務省統計局）によれば、男性が家事や育児、介護を行う時間は女性に比べ非常に短く、共働き家庭においても女性に家事・育児等の負担が大きく偏っています。
- 男性の育児休業取得率は、3.9%で、女性の 95.7%に比べ非常に低くなっており、介護休業の取得者も女性の方が多い状況です。(平成 27 年労働条件等実態調査 福島県)
- 男性が固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画についての理解を深めるとともに、長時間労働など自らの働き方を見直し、積極的に家庭生活や地域活動への参画を進めることが重要です。

#### 【施策の方向】

- 男女がともに活躍するためには、男性の固定的な性別役割分担意識にとらわれない考え方や家庭生活への積極的参画が必要であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及など男性の働き方を見直し、家庭生活や地域活動に男女がバランス良く参画できる環境づくりを進めます。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①男性の固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成に努め、地域活動・家庭生活等への参画の重要性を啓発するとともに、広く若年層、高年層へ普及啓発を進めます。	生活環境部
②男性が家事、育児及び介護などの家庭生活に参画するための学習機会を充実します。	生活環境部
③男性が育児・介護休業を取得しやすい環境整備を促進します。	商工労働部
④ふくしま女性活躍応援会議と連携し、働き方全般を見直し、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる働きやすい環境づくりを推進する企業・団体等を応援します。（Ⅰ（1））（Ⅳ（1））	生活環境部 商工労働部

【指標】

【No.】項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【43】育児休業取得率（事業所規模 30 人以上） （男性）（再掲）	3.9% (H27)	5.2%以上
【4】 <b>新</b> ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体 数（再掲）	75 団体 (H28.12 末現在)	— (モニタリング指標)

## 基本目標Ⅴ

### 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

#### 1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

##### (1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進

###### 【目標】

女性に対する暴力は、人権を侵害する重大な問題であるとの認識を広め、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会の実現を目指します。

###### 【現状と課題】

- 配偶者、恋人などからのドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）、職場や学校でみられるセクシュアル・ハラスメント、性暴力、人身取引などは、多くが犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者です。これらの暴力は、固定的な性別役割分担や、家庭や社会における男性優位の意識や経済的格差等、男女のおかれている状況等に根ざした構造的な問題です。
- 意識調査では、「子どもに親を非難することを言わせる」（61.7%）、「相手が大切にしているものを壊す」（51.3%）など精神的に相手を傷つけることや、「電話やメールの内容をチェックする」（53%）など人間関係や行動を制限することを「暴力」と思うなど、暴力に対する認識が高くなっています。
- 男女間の暴力の根絶についての取組が進む一方、依然として女性に対する暴力は数多く見られ、また、潜在化していることが推測されます。
- さらに、東日本大震災及びその後の原子力災害以降、避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりや避難者を取りまく環境の変化なども重なり、女性に対する暴力が深刻になることが懸念されています。

###### 【施策の方向】

- DV、職場や学校でみられるセクシュアル・ハラスメント、性暴力、人身取引などは、許されない重大な人権侵害であり、その根絶を図るため、性差別や暴力を許さない社会の形成に向けた広報・啓発に努めます。
- 性犯罪、児童買春等の性的被害及びDV、ストーカー行為等の被害防止に向け、暴力に対する厳正な対応や防犯対策の強化、さらには地域安全活動の推進などの環境整備に努めます。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①DVやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であり、暴力は犯罪であることなどについて、人権尊重に立脚した普及・啓発を推進します。	生活環境部 こども未来局 警察本部
②学校教育において児童生徒の発達段階に応じて、生命尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性など人権尊重に立脚した教育を行い、児童生徒が将来の暴力に対する被害者、加害者にならないように認識を深める取組を進めます。	生活環境部 こども未来局 教育庁
③若年層だけでなくすべての年齢層に対し、暴力、売買春は人権侵害であるという広報啓発を行います。	生活環境部 こども未来局 警察本部
④リーガル・リテラシー※を高める啓発活動を行い、女性や少女が人権侵害を我慢しない意識づくりや環境づくりに取り組みます。	生活環境部 こども未来局 教育庁
⑤男女間における暴力について定期的に実態を把握し、今後のDV防止やDV加害者対策などの施策に的確に反映させます。	生活環境部 こども未来局 警察本部
⑥性犯罪、売買春やDV、ストーカー行為など、女性への暴力に対し厳正に対処し取締を強化します。	警察本部
⑦職場、学校、地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を促進します。	生活環境部 商工労働部
⑧児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の家庭内の暴力防止について、地域に密着した相談支援体制の充実を図り、また、市町村での虐待防止活動を支援します。	保健福祉部 こども未来局

【指標】

【No.】 項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【57】企業内のセクシュアル・ハラスメント相談員の設置率（常用労働者30人以上の事業者についての有効回答を集計）	52.7% (H27)	— (モニタリング指標)

※ リーガル・リテラシー (legal literacy)

自らに保障された権利や、権利が侵害された場合の対応策等について知り、使いこなす能力のこと。

## (2) 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策

### 【目標】

DV被害や性被害を受けた女性が安心して相談でき、安全に保護され、自立に向けた支援を受けられる体制の充実に努めます。

また、被害者の潜在化や再発を防止するためにDVや性被害に対する誤解や偏見を払拭し社会の認識を深めるとともに、社会全体による支援体制の構築を目指します。

### 【現状と課題】

- 意識調査によると、配偶者からの暴力に関する相談窓口としての認知状況は、「女性のための相談支援センター、男女共生センター」が約5割となり、前回調査より高くなっていますが、「警察」が約8割であることから、相談窓口の一層の周知が必要です。
- 県では、より相談しやすい体制を整備するほか、緊急避難への支援や緊急保護の実施、公営住宅への優先入居等、被害者の自立に向けた支援などに取り組んでいますが、相談内容が複雑化する一方、自立に向けた支援を受けても加害者の元に戻るケースや加害者から厳しい追及を受けるケースがあるなど被害者支援は困難な面を有しています。
- 平成27年の内閣府の調査によると、異性から無理やり性交された女性の被害相談は少なく、DVと同様、問題が潜在化していることから、カウンセリング制度や緊急避妊・性感染症検査経費の公費負担制度、被害者の精神的被害及び経済的負担を軽減するための対応を推進しています。また、被害者が相談しやすい体制の整備を図るため、平成25年4月に性暴力等被害者救援協力機関（SACRAふくしま）が設立され、性暴力等被害者の救援に当たっていますが、相談体制の充実とともに、関係機関相互の更なる連携の強化が求められています。
- 今後は、被害者支援に関する施策を一層充実し、被害の形態に応じた幅広い取組を行うほか、市町村との広域的な連携による支援を行っていくことが必要です。また、行政の関係機関や民間団体が連携し、総合的な被害者支援システムの構築や社会の認識・理解不足の解消、加害者の再発防止策の検討を進める必要があります。

### 【施策の方向】

- 「福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画（第3次改定版）」の着実な推進を図り、被害者支援と再発防止対策に取り組みます。
- DV被害や性被害が潜在化しないように、相談窓口の周知を徹底します。
- 被害者の立場に立った支援を行うため、行政も含めた関係機関・団体が連携した総合的な支援システムを構築します。



【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①ドメスティックバイオレンス対策連絡会議などにより、関係機関の連携を図りながら、被害者支援と再発防止対策を進めます。	生活環境部 こども未来局 警察本部
②被害者が相談しやすいよう、窓口の広報を強化するとともに、被害者の自立支援に関する制度や被害者の精神的被害・経済的負担を軽減するための制度を広く周知し、DV被害、性被害の潜在化を防ぎます。	生活環境部 こども未来局 警察本部
③県において相談体制の一層の充実を図り、また市町村担当職員も対象に相談員の質を高めるための研修や情報を提供するとともに、配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の運営に必要なノウハウ等を提供し、市町村における設置を積極的に働きかけます。	生活環境部 こども未来局 警察本部
④保護を必要とする女性に対する緊急一時保護等の体制の充実を図るとともに、必要に応じた継続的な自立支援を行います。	生活環境部 こども未来局
⑤女性のための相談支援センターにおける保護環境の一層の質の向上や女性支援パートナーの充実を図ります。	こども未来局
⑥被害者の精神的被害の軽減及び自立に向けたカウンセリング等の支援体制を整備します。	生活環境部 こども未来局 警察本部
⑦DVや性被害等の暴力被害を生まない社会づくりのため、暴力防止教育や知識の普及に関する啓発を実施します。	生活環境部 こども未来局 教育庁 警察本部
⑧配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の設置などを促進するため、情報提供や連携強化を通じて市町村に対する支援を行います。	こども未来局
⑨シェルター（緊急一時避難施設）等を運営する民間団体の育成、支援、連携のあり方等を検討します。	こども未来局

【指標】

【No.】 項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【58】ドメスティック・バイオレンス相談受付件数	1,523 件 (H27)	— (モニタリング指標)
【59】配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)設置数	9 か所 (H27)	13 か所 (H31)

## 2 生涯を通じた男女の健康支援

### (1) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）※の増進

#### 【目標】

性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の概念を広く周知し、男女がともにパートナーを尊重する意識の醸成を目指します。

#### 【現状と課題】

- 性情報の氾濫や性に対する意識の変化などにより、性体験の低年齢化が進む中、10代の望まない妊娠と中絶や性感染が問題となっています。特に本県の人工妊娠中絶率は低下してきていますが、依然として全国平均よりも高い状況にあります。
- 背景には、人間的つながりの希薄化により疎外感を強めた若い世代が、他人への連帯感を求め、望まない結果を伴う性体験へ進んでしまう傾向もあることが指摘されています。また一部では「援助交際」など「性の商品化」の流れに同じく若い世代が巻き込まれている現状も見られます。
- 女性が自分の身体のことを自分で決める権利（子どもを産む、産まない、いつ何人産む等）について、女性の重要な人権であるという認識が不足している傾向にあり、男女が互いの性を尊重する人間教育を充実する必要があります。
- 女性の健康について、妊娠・出産に関する支援に加え、思春期や更年期における健康上の問題、不妊、安全な避妊・中絶、性感染症の予防など、女性の性と生殖に関する総合的な健康支援施策を推進することが必要です。

#### 【施策の方向】

- 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の概念の一層の浸透を図ります。
- 性情報の氾濫や性意識の変化を踏まえ、望まない妊娠や人工妊娠中絶、性感染症の予防対策を推進します。
- 男女がともにパートナーを尊重する意識を醸成できるよう、家庭、地域、学校及び行政が一体となって人間教育としての性に関する教育を推進します。

※ 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）(reproductive health/rights)  
生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としている。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①思春期教育など、いのちやこころを大切にする性に関する指導についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。(Ⅱ 1 (2))	生活環境部 教育庁
②福島県の性に関する指導の指針に基づき、発達段階に応じた性に関する指導の充実に努めます。	教育庁
③関係機関と連携を図りながら、HIV/エイズや性感染症を予防するための知識の普及を図ります。	生活環境部 保健福祉部
④不妊に悩む夫婦に対する専門的な相談に対応します。	こども未来局
⑤妊娠・出産・避妊等に関する相談や情報提供を充実します。	生活環境部

【指標】

【No.】項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【60】10代の人工妊娠中絶実施率	6.2% (H26)	— (モニタリング指標)
【61】性感染症(クラミジア)の定点あたり報告数 (感染症発生動向調査(厚生労働省))	38.8件 (H27)	— (モニタリング指標)
【62】不妊相談件数	905件 (H27)	— (モニタリング指標)

## (2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進

### 【目標】

男女の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図ります。

### 【現状と課題】

- 意識調査によれば、男女が生涯にわたり心身共に健康であるために大切なこととして、「思春期、青年期、更年期、老年期に合わせた健康づくりの推進」との回答が最も多くなっています。
- 女性と男性とでは異なる健康上の問題に直面することもあることから、性差に応じた的確な医療の推進が必要です。
- 県内の40歳から50歳代の男性の死因のうち自殺が3割に達するなど、男性は厳しい経済社会情勢の中で経済的な困窮に直面したり、長時間労働などにより心の健康のバランスを崩し、自殺に至るケースが多いものと考えられます。
- 薬物の入手経路の多様化やファッション感覚による青少年の罪悪感の希薄化などの要因により、県内においても薬物乱用の中学生・高校生等への広がりが懸念されています。また、喫煙や過度の飲酒も健康を損なうこととなります。
- 避難生活の長期化に伴い、地域の分断や家族の離散の問題、生活の再建への不安や放射線被ばくによる身体への影響への不安などから、県民の多くが心身の健康に不安を抱えています。このような問題から県民の健康を守るため、健康影響に関する教育や情報提供を推進し、正しい知識の普及・浸透に努める必要があります。
- 男女の健康を保持増進していくために、生涯を通じて男女が自己の健康管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制の確立が必要です。

### 【施策の方向】

- 男女がその健康状態及び思春期、青年期、成人期、更年期、高齢期などの人生の各ステージに応じた課題に対し、的確に自己管理ができるよう健康教育や相談体制の充実を図ります。
- 男性に多い自殺、女性に必要な性差に配慮した医療など男女がそれぞれ持つ健康上の問題への対策に努めます。
- 薬物乱用、喫煙、飲酒など健康を脅かす問題についての啓発に努めます。
- 放射線被ばくの健康への影響について、検査体制や相談体制の充実に努め、将来にわたる県民の健康保持・増進を図ります。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	担当部局
①骨粗鬆症などを予防する生活習慣や、乳がん・子宮がんなど女性に特有ながん検診受診の重要性について啓発します。	保健福祉部
②男性に多い自殺、ひきこもり等を予防するためにも、心の健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、相談体制の充実に努めます。	保健福祉部
③薬物乱用防止の徹底を図るとともに、喫煙や飲酒の健康被害に関する正確な情報の提供を行います。	保健福祉部
④女性特有の症状や痛みに対応する、女性に配慮した外来の普及に努めます。	保健福祉部
⑤加齢に伴う健康保持など、成人期、高齢期等における男女の健康づくりを支援します。	保健福祉部
⑥原子力災害により、県民の多くが心身の健康に不安を抱えている状況を踏まえ、正確な情報の提供に努めるとともに、将来にわたる県民の健康保持・増進を図るため、健康診査等の県民健康調査を行います。	保健福祉部
⑦内部被ばくについて、検査体制や相談窓口の整備を進めます。	保健福祉部

【指標】

【No.】 項 目	H28 現状値	H32 目標(期待)値
【63】 乳がん検診の受診率（40～69 歳対象） （40 歳以上対象）	44.1%(H26) 25.0%(H26) [参考値]	60%以上 (H29)
【64】 外部機関と連携した薬物乱用防止教室等 を実施している学校の割合（公立中・高）	中学校 95.9% 高校 72.6% (H27)	100%



## 第4章 計画の推進

## 1 計画の推進

本計画の内容を実現するためには、男女共同参画社会形成に向けて全庁的に取り組むことはもちろん、市町村、事業者、関係団体等との連携を図りながら、県民の理解と協力を得ることが重要です。

このため、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とした「男女共同参画推進条例」に盛り込まれた理念や考え方にに基づき、県民の意見を幅広く取入れながら、男女共同参画社会形成に向けた施策を推進します。

## 2 推進体制

男女共同参画に関する施策の総合的な推進体制を更に充実させ、他機関等との連携強化を図り、積極的な事業展開を目指します。

### (1) 庁内の推進体制

知事を本部長とする福島県男女共同参画推進本部が男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るとともに、本計画の推進及び進行管理を行います。

### (2) 男女共生センターの役割

男女共生センターを男女共同参画社会形成のための実践的活動拠点として位置づけ、調査研究、自立促進、交流事業を積極的に展開するとともに、各種団体等とのネットワークの拡大・深化に努め、地域が抱える様々な課題を男女共同参画の視点で解決していく機能を充実させます。

### (3) 市町村との連携

本県の男女共同参画を促進するため、市町村における男女共同参画計画策定のための研修会や有識者等の人材に関する情報提供などの支援を行い、各種施策の推進に協力します。

### (4) 事業者、関係機関、各種団体等との連携

社会の構成員それぞれが、相互に連携しながら男女共同参画に主体的に取り組み、実践の拡大を促進するため、「ふくしま女性活躍応援会議」をはじめ、県内の各界各層との連携・協力をより一層充実します。



### 3 進行管理

本計画の進行管理は、福島県男女共同参画推進本部において行います。

また、男女共同参画に関する各種データや本計画の進捗状況を取りまとめ、毎年公表します。



指標一覽

年 表

用 語 集

參考資料

## ○ 指標一覧

		項 目	現状値		H32年度目標 (期待)値等
			平成24年度	平成28年度	
<b>基本目標Ⅰ 復興・防災における男女共同参画の推進</b>					
<b>1-1 復興に向けての男女共同参画の推進</b>					
1	1 1	男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数 累計(年度)	4,210人	6,972人 (H27)	10,200人 (800人以上/年)
2	1 1	福島県次世代育成支援企業認証数※ ※ 「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数と「働く女性応援」中小企業認証数の合計。なお、「子育て応援」中小企業認証については、平成29年3月末で認証終了となる。	440社	505社 (H27)	900社以上
3	1 1	町内会等の代表における女性の割合	2.0%	3.4%	(10%)
4	1 1	【新】ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体数	—	75団体 (H28.12末現在)	モニタリング指標
<b>1-2 防災における女性の参画の促進</b>					
5	1 2	県の防災会議における女性委員の割合	9.8%	11.8%	20%
<b>基本目標Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進</b>					
<b>2-1-1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進</b>					
6	2 1 1	男女共生センターにおける普及啓発に関する事業の参加者数 累計(年度)	5,341人	11,204人 (H27)	16,500人 (1,500人以上/年)
7	2 1 1	県における男女共同参画に関する職員研修の受講者数	875人	1,285人 (H27)	モニタリング指標
8	2 1 1	市町村における男女共同参画計画の策定率	44.1%	47.5%	84%以上
<b>2-1-2 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進</b>					
9	2 1 2	男女混合名簿の導入率(公立小・中・高の出席簿)	小学校 83.7% 中学校 58.2% 高校 72.9%	小学校 86.8% 中学校 61.3% 高校 81.4% (H27)	モニタリング指標
10	2 1 2	教職員における男女共同参画に関する研修の受講者数(公立)	30人	252人 (H27)	モニタリング指標
11	2 1 2	教員の管理職における女性の割合(公立小・中・高・特別支援の校長、教頭)	11.6%	10.2% (H27)	20%
<b>2-1-3 メディアにおける人権尊重の推進</b>					
12	2 1 3	メディアにおける女性の従業者の割合(企画・制作・編集等に携わる者)	21.5%	18.3% (H27)	モニタリング指標
13	2 1 3	メディアにおける女性の管理職の割合	4.8%	4.4% (H27)	モニタリング指標
14	2 1 3	市町村における表現ガイドラインの策定率	3.4%	3.4% (H27)	モニタリング指標
<b>2-2-1 男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組の推進</b>					
15	2 2 1	男女共生センターが実施する男女共同参画に関する調査研究数 累計(年度)	38本	42本 (H27)	47本 (1本以上/年)
<b>2-2-2 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大</b>					
16	2 2 2	NPO法人認証件数	731件	875件 (H27)	1,055件以上
17	2 2 2	NPOやボランティアと県との協働事業数	73事業	105事業 (H27)	130事業以上

	項目	現状値		H32年度目標 (期待)値等	
		平成24年度	平成28年度		
<b>2-2-3 家庭・地域における学習機会の充実</b>					
1	2 2 3	男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数 累計(年度) (再掲)	4,210人	6,972人 (H27)	10,200人 (800人以上/年)
18	2 2 3	市町村における男女共同参画に関する学習機会	405回	260回 (H27)	モニタリング指標
<b>2-3-1 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進</b>					
19	2 3 1	青年海外協力隊の派遣者累計 (男性) (女性)	(H25.1.31) 358人 251人	(H27) 377人 280人	モニタリング指標
20	2 3 1	国際交流・協力を進めるNPO等の数	95件(H24.9)	103件 (H27)	130件
<b>2-3-2 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり</b>					
21	2 3 2	国際理解講座の実施回数	88回	72回 (H27)	50回以上
<b>2-3-3 性自認や性的指向にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現</b>					
22	2 3 3	【新】男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座(性自認や性的指向に関する内容を含む講座に限る。)の受講者数 累計(年度)	—	0人	200人
23	2 3 3	【新】教職員における男女共同参画研修の受講者数累計(年度) ※性自認や性的指向に関する内容を含む研修は平成29年度から実施。	—	0人	モニタリング指標
<b>基本目標Ⅲ 女性の活躍の促進</b>					
<b>3-1-1 あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成</b>					
24	3 1 1	男女共生センターにおける女性のエンパワーメントの推進にかかる講座の受講者数 累計(年度)	1,227人	1,813人 (H27)	3,700人 (300人以上/年)
25	3 1 1	男女共同参画人材リスト利用件数(閲覧含む)累計(年度)	46件	63件 (H27)	124件 (10件以上/年)
4	3 1 1	【新】ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体数(再掲)	—	75団体 (H28.12末現在)	モニタリング指標
<b>3-1-2 女性の活躍のための環境整備と経済的自立の促進</b>					
26	3 1 2	男女の賃金格差(男性を100とした場合の女性の比率)〈全年齢平均〉	72.1%	70.7% (H27)	モニタリング指標
2	3 1 2	福島県次世代育成支援企業認証数※ (再掲) ※ 「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数と「働く女性応援」中小企業認証数の合計。なお、「子育て応援」中小企業認証については、平成29年3月末で認証終了となる。	440社	505社 (H27)	900社以上
27	3 1 2	ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	5.2%	8.9% (H27)	10%
28	3 1 2	パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合(正社員と同じ仕事を行わせているパートタイム労働者がいる事業所のうち、賃金等の面で均等待遇を行っている事業所の割合)	44.9%	53.8% (H27)	モニタリング指標
<b>3-1-3 自営業等における女性の労働に対する適正な評価と支援</b>					
29	3 1 3	家族経営協定締結数	1,121戸	1,089戸 (H27)	1,500戸以上
30	3 1 3	農林水産関係における女性起業グループ経営体数のうち売り上げ1人当たり100万円以上のグループ数	9グループ	8グループ (H27)	40グループ以上 (H32)
31	3 1 3	一時預かり実施施設数	109か所	156か所 (H27)	150か所 (H31)

	項 目	現状値		H32年度目標 (期待)値等	
		平成24年度	平成28年度		
<b>3-2-1 公的分野における女性の参画の促進</b>					
32	3 2 1 1	県の審議会等における委員の男女比率	37.1% (女性委員)	34.9% (女性委員)	「いずれの性も 40%を下回らな い」
33	3 2 1 1	市町村の審議会等における女性委員の割合	20.9%	21.9%	(30%)
34	3 2 1 1	県の女性管理職の割合(知事部局)	4.3%	5.8%	8.0%
35	3 2 1 1	市町村の女性管理職の割合	7.2%	11.3%	(15%)
36	3 2 1 1	県議会における女性議員の割合	13.8%	13.8%	モニタリング指標
37	3 2 1 1	市町村議会における女性議員の割合	6.8%	7.5%	モニタリング指標
<b>3-2-2 企業、団体、地域等における参画の促進</b>					
38	3 2 2	民営事業所の管理職における女性の割合(係長相当職以上の女性比率)	15.2%	18.3% (H27)	モニタリング指標
2	3 2 2 2	福島県次世代育成支援企業認証数※(再掲) ※「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数と「働く女性応援」中小企業認証数の合計。なお、「子育て応援」中小企業認証については、平成29年3月末で認証終了となる。	440社	505社 (H27)	900社以上
27	3 2 2	ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合(再掲)	5.2%	8.9% (H27)	10%
39	3 2 2	PTA会長における女性の割合	11.9%	12.8%	(20%)
3	3 2 2	町内会等の代表における女性の割合(再掲)	2.0%	3.4%	(10%)
40	3 2 2	農業協同組合における女性の正組合員数の割合	16.0%	17.3% (H27)	(25%) (H28)
41	3 2 2	女性委員が複数人いる農業委員会の割合	32.2%	35.6% (H27)	(100%)
4	3 2 2	【新】ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体数(再掲)	—	75団体 (H28.12末現在)	モニタリング指標
<b>基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備</b>					
<b>4-1 働き方改革等の推進</b>					
4	4 1	【新】ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体数(再掲)	—	75団体 (H28.12末現在)	モニタリング指標
2	4 1	福島県次世代育成支援企業認証数※(再掲) ※「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数と「働く女性応援」中小企業認証数の合計。なお、「子育て応援」中小企業認証については、平成29年3月末で認証終了となる。	440社	505社 (H27)	900社以上
42	4 1	年次有給休暇の取得率	48.8%	46.8% (H27)	60%
43	4 1	育児休業取得率(事業所規模30人以上) (女性) (男性)	94.1% 1.6%	(H27) 93.4% 3.9%	97.3%以上 5.2%以上
44	4 1	介護休業制度の利用実績のあった事業所の割合(事業所規模30人以上)	5.4%	6.8% (H27)	10%

		項 目	現状値		H32年度目標 (期待)値等
			平成24年度	平成28年度	
45	4 1	育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合(事業所規模30人以上)	95.9%	96.1% (H27)	100%
46	4 1	介護休業制度を就業規則に規定している企業の割合(事業所規模30人以上)	91.5%	93.0% (H27)	100%
47	4 1	出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	14.4%	18.4% (H27)	20.0%
48	4 1	【新】イクボス宣言をした企業数 累計(年度)	—	8件 (H28.12末現在)	100件 (H30)
<b>4-2 育児・介護にかかる社会的支援の拡大</b>					
49	4 2	保育所入所待機児童数	55人	401人 (H27)	0人 (H31)
50	4 2	延長保育実施施設数	221か所	278か所 (H27)	324か所 (H31)
31	4 2	一時預かり実施施設数(再掲)	109か所	156か所 (H27)	150か所 (H31)
51	4 2	病児・病後児保育実施施設数	12か所	23か所 (H27)	37か所 (H31)
52	4 2	放課後児童クラブ設置数	346か所	410か所 (H27)	419か所以上 (H31)
53	4 2	地域子育て支援拠点施設数(累計)	81か所	104か所 (H27)	124か所 (H31)
54	4 2	ファミリー・サポート・センターの設置数(累計)	28か所	29か所 (H27)	31か所 (H31)
55	4 2	特別養護老人ホーム等の定員 (特別養護老人ホーム) (介護老人保健施設)	9,854人	(H27) 11,419人	(H29) 12,807人
			7,503人	7,338人	7,541人
56	4 2	男女共生センターにおける介護実習・普及事業の参加者 累計(年度)	11,067人	17,544人 (H27)	22,100人 (1,500人以上/年)
<b>4-3 家庭・地域等における男性の参画の促進</b>					
43	4 3	育児休業取得率(事業所規模30人以上)(男性)(再掲)	1.6%	3.9% (H27)	5.2%以上
4	4 3	【新】ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体数(再掲)	—	75団体 (H28.12末現在)	モニタリング指標
<b>基本目標V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援</b>					
<b>5-1-1 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進</b>					
57	5 1 1	企業内のセクシュアル・ハラスメント相談員の設置率(常用労働者30人以上の事業者についての有効回答を集計)	51.1%	52.7% (H27)	モニタリング指標
<b>5-1-2 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策</b>					
58	5 1 2	ドメスティック・バイオレンス相談受付件数	1,444件	1,523件 (H27)	モニタリング指標
59	5 1 2	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)設置数	9か所	9か所 (H27)	13か所 (H31)

	項目	現状値		H32年度目標 (期待)値等	
		平成24年度	平成28年度		
<b>5-2-1 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の増進</b>					
60	5 2 1 1	10代の人工妊娠中絶実施率	8.7%	6.2% (H26)	モニタリング指標
61	5 2 1 1	性感染症(クラミジア)の定点あたり報告数(感染症発生動向調査(厚生労働省))	32.56件	38.80件 (H27)	モニタリング指標
62	5 2 1 1	不妊相談件数	764件	905件 (H27)	モニタリング指標
<b>5-2-2 生涯を通じた男女の健康保持・増進</b>					
63	5 2 2	乳がん検診の受診率	43.7% (40～69歳)  参考値 24.8% (40歳以上)	44.1% (40～69歳)(H26)  参考値 25.0% (40歳以上)(H26)	60%以上 (H29)
64	5 2 2	外部機関と連携した薬物乱用防止教室等を実施している学校の割合(公立中・高)	中学校91.8% 高校 59.0%	(H27) 中学校95.9% 高校 72.6%	100%

※1 新たに設定した指標項目については、【新】と記載

※2 現状値は、原則として平成24年度及び平成28年度だが、数値が判明していないものは、直近の数値を(H〇〇)と記載

目標値: 県行政の努力目標としての数値

期待値: 達成が期待される数値であり、( )で記載

モニタリング指標: 現時点での状況を示す指標



## ○年表

年	世界の動き	日本の動き	福島県の動き ※ 年度で表記しています。
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976年 (昭和51年)		民法の一部改正 (婚氏続称制度新設)	
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定	
1978年 (昭和53年)			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置
1979年 (昭和54年)	国連総会「女子差別撤廃 条約」採択		婦人問題懇話会設置
1980年 (昭和55年)		「女子差別撤廃条約」への 署名 民法の一部改正 (配偶者相続分の引き上げ)	
1981年 (昭和56年)			婦人問題についての意見 具申 婦人問題協議会設置
1983年 (昭和58年)			「婦人の地位と福祉の向 上のための福島県計画」策 定 婦人問題推進会議設置
1984年 (昭和59年)		国籍法の改正 (父母両系主義)	
1985年 (昭和60年)	国連婦人の十年世界会議 (ナイロビ) 「婦人の地位向上のため のナイロビ将来戦略」採 択	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」成 立 国民年金法改正 (婦人の年金権を保障)	福島県婦人団体連絡協議 会結成(24団体加入)
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けて の新国内行動計画」策定	
1988年 (昭和63年)			「婦人の地位と福祉の向 上のための福島県計画」改 訂
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けて の新国内行動計画」(第一次 改定) 「育児休業法」成立	青少年婦人課に「婦人行政 係」設置 婦人問題企画推進会議と 名称変更
1992年 (平成4年)		初の婦人問題担当大臣任命	
1993年 (平成5年)		パートタイム労働法成立	「ふくしま新世紀女性プ ラン」策定 (H6~H12)
1994年 (平成6年)		男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	青少年女性課に女性政策 室の設置

年	世界の動き	日本の動き	福島県の動き ※ 年度で表記しています。
			女性問題企画推進会議と名称変更
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議開催 (北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択		
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」 答申 「男女共同参画 2000年 プラン」策定	
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会設置 法」施行	
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本 法」成立	
2000年 (平成12年)	国連特別総会 「女性2000年会議」開 催(ニューヨーク) 「成果文書」「政治宣言」 採択	「男女共同参画基本計画」 策定	福島県男女共生センター 竣工・開館 「ふくしま男女共同参画 プラン」策定 (H13~H22)
2001年 (平成13年)		内閣府に「男女共同参画会 議」・「男女共同参画局」設 置 「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」成立	県民生活課人権・男女共同 参画グループの設置 男女共同参画推進会議と 名称変更 「福島県男女平等を実現 し男女が個人として尊重 される社会を形成するた めの男女共同参画の推進 に関する条例」制定 男女共同参画推進会議廃 止
2002年 (平成14年)			男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進員設置
2003年 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策 の推進について」男女共同 参画推進本部決定 「次世代育成支援対策推進 法」成立	
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位 委員会(北京+10)開催 (ニューヨーク)	「第2次男女共同参画基本 計画」策定	男女共同参画推進本部設 置 「ふくしま男女共同参画 プラン」改訂 (H18~H22)
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改 正 「女性の再チャレンジ支援 プラン」改定	
2007年 (平成19年)		「仕事と生活の調和(ワー ク・ライフ・バランス)憲 章」及び「仕事と生活の調 和推進のための行動指針」 策定	

年	世界の動き	日本の動き	福島県の動き ※ 年度で表記しています。
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	人権男女共生課に改編
2009年 (平成21年)			「ふくしま男女共同参画プラン」改定 (H22~H26)
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催(ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011年 (平成23年)	UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)発足		
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント決議案」採択 APEC女性と経済フォーラム開催(サントペテルブルク)	「女性の活躍による経済活性化」行動計画策定	人権男女共生課と青少年育成室が青少年・男女共生課に改編 「ふくしま男女共同参画プラン」改定 (H25~H32)
2013年 (平成25年)		「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定	
2014年 (平成26年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント決議案」採択	内閣府に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定	
2015年 (平成27年)	持続可能な開発のための2030アジェンダ国連採択 第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)開催(ニューヨーク) 第3回国連防災会議開催(仙台) 「仙台宣言」「仙台防災枠組2015-2030」採択	「女性活躍加速のための重点方針2015」決定 「第4次男女共同参画基本計画」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立	男女共生課に改編 「女性活躍応援ポータルサイト」開設
2016年 (平成28年)		「ニッポン一億総活躍プラン」策定	ふくしま女性活躍応援会議設立 ふくしま女性活躍応援宣言採択

## ○ 用語集

### エンパワーメント(empowerment)

力をつけること。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

### 合計特殊出生率

1人の女性が一生の間に産む平均子ども数。

### ジェンダー(gender)

社会的、文化的につくられた性差のこと。生物学的な性差(sex:セックス)に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることとなった概念・用語。

「ジェンダー」という用語には、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

### ジェンダーの視点

性差別、性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点。

### 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。

### 性自認

自分がどの性別であるかの認識。この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる。また「私はどちらの性別でもない」「私はどちらの性別なのかわからない」という認識を持つ人もいる。性自認が生物学的な性別と一致しない人や、どちらの性別にも違和を感じる人をトランスジェンダーと呼ぶ。

### 性的指向

恋愛感情や性的な関心・興味が向かう方向性。例えば性的指向が同性に向いている人は同性愛(レズビアン、ゲイ)、同性にも異性にも向いている人は両性愛(バイセクシュアル)、異性のみに向いている人は異性愛(ヘテロセクシュアル)等と呼ばれる。また、恋愛感情や性的な関心・興味が生じない人もいる。

### 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

(reproductive health/rights)

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子ども

もを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としている。

### セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

「性的いやがらせ」のこと。相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。

### 潜在的カリキュラム

教職員の言動や学校における活動を通して、意図的ではないにしても、結果として一定の意識や態度を伝えていること。男女を必要以上に区別しジェンダーにとらわれた男性像、女性像を子どもたちに伝えていることなどを指す。

### テレワーク

情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。在宅勤務もテレワークのひとつの勤務形態である。

### ドメスティック・バイオレンス (DV : domestic violence)

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振るわれる。

身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力なども含まれる。

### ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい会員と育児の援助を受けたい会員からなる相互援助組織で、市町村などが設置する。保育施設までの送迎、保育施設の保育時間開始前や終了後の一時預かり、保護者の病気や急用の場合の一時預かりなどの事業を行う。

### ポジティブ・アクション (positive action) (積極的改善措置)

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの。

男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされている。

県は男女共同参画推進条例第 13 条において、男女間の参画の機会に差が生じている場合、県民及び事業者と協力して積極的改善措置が講ぜられるよう努めることとされている。

## マタニティ・ハラスメント(maternity harassment)

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いを行うこと。

## ユニバーサルデザイン (universal design)

すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語等の違いにかかわらず、すべての人にとって安全、安心で利用しやすいように建物、製品、サービス等を計画、設計する考え方。

## リーガル・リテラシー (legal literacy)

自らに保障された権利や、権利が侵害された場合の対応策等について知り、使いこなす能力のこと。

## NPO (non profit organization)

行政・企業とは別に社会的活動を行う非営利民間組織・団体をいう。

### 【関連法律等】

#### 第4次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づき、平成 27 年 12 月に第4次基本計画が閣議決定されました。

この基本計画では、男性中心型労働慣行等の変革、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性採用・登用の推進・指導的立場となる女性人材の育成、困難な状況に置かれている女性の支援等が強調されています。

#### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 12 月公布・一部施行、平成 28 年 4 月に全面施行されました。（平成 38 年 3 月 31 日までの時限立法）

女性の採用・登用・能力開発のための行動計画の策定を国・自治体・301 人以上雇用する事業主に義務づけています。

#### 次世代育成支援対策推進法

急激な少子化の進行に対応し、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年 4 月に施行された本法が 10 年間延長されました。（平成 37 年 3 月 31 日までの時限立法）

労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画の策定が、101人以上を雇用する事業主に義務づけられています。

#### **育児・介護休業法**

育児・介護休業法が改正され、平成29年1月から施行されました。

主な改正点は、取得要件の緩和や取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、介護のための所定外労働の免除などです。

#### **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**

適用対象が交際相手にも拡大され、平成26年1月から改正施行されました。

## ○参考資料

- (1) 福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例

平成十四年三月二十六日  
福島県条例第十七号

### 目次

#### 前文

- 第一章 総則(第一条―第八条)  
第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第九条―第二十条)  
第三章 福島県男女共同参画審議会(第二十一条―第二十三条)  
第四章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理(第二十四条・第二十五条)

#### 附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、様々な形で男女平等の実現に向けた取組が行われてきている。しかしながら、社会的、文化的につくられた性差、いわゆるジェンダーに起因する固定的な役割分担意識に基づく社会慣行、あるいは暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する人権侵害が依然として存在し、人権の世紀といわれる二十一世紀においてなお取り組むべき多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、社会の成熟化、国際競争の激化などの我が国を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に対応するためにも、男女の別なく持てる力を十分に発揮することができる社会の形成が求められている。

このような中、本県においては、地域コミュニティ機能が比較的保たれている反面、ジェンダーに起因する固定的な役割分担意識が根強いこと、結果として男女の実質的な平等の実現が阻害され、また、女性に占める働く女性の割合が比較的高いにもかかわらず、様々な分野における方針等の立案から決定までの過程への女性の参画も進んでいない状況にある。

こうした現状を深く認識し、豊かで活力ある福島県を築いていくため、すべての県民が男女の別なく一人ひとりの個人として尊重され、それぞれが持つ自己の個性や能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うこと、すなわち、男女共同参画の推進に県民の総意として取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めるこ

とにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

#### (基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮して行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案から決定までの過程に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、学校、地域等における活動に共に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重すること及び互いに健康な生活を営むことについて配慮することを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者及び市町村と連携して取り組むものとする。



- 3 県は、県民、事業者及び市町村に対して男女共同参画の推進に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 4 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備し、並びに財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

- 第五条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めなければならない。
  - 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動を両立することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。
  - 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

- 第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、男女間における暴力的行為(精神的な苦痛を著しく与える行為を含む。以下同じ。)を行ってはならない。
  - 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

- 第八条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又は男女間における暴力的行為を助長させる表現を使用しないよう努めなければならない。

## 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

- 第九条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、福島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民及び事業者の理解の促進)

- 第十一条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解の促進を図るため、学校教育その他のあらゆる教育の分野において男女共同参画を推進するための施策を実施するとともに、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

- 第十二条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす社会における制度及び慣行並びに男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(積極的改善措置への支援)

- 第十三条 県は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合、県民及び事業者と協力して積極的改善措置が講ぜられるよう努めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(政策等の立案から決定までの過程における共同参画の促進)

- 第十四条 県は、県の政策の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるものとする。
- 2 県は、市町村及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保することを促進するため、当該市町村及び民間の団体に対して情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(女性の人材育成)

- 第十五条 県は、女性の人材育成のための教育及び研修の機会の充実に努めるものとする。

(家庭生活と職業生活の両立への支援)

- 第十六条 県は、男女が共に家庭生活と職業生活

を両立することができるよう県民及び事業者に対して必要な支援を行うものとする。

(自営業に従事する女性に対する支援)

第十七条 県は、家族経営による自営業に従事する女性が主体的にその能力を発揮し、その対等な構成員として方針の立案から決定までの過程に参画する機会が確保されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(性別による人権侵害の防止等)

第十八条 県は、第七条に規定する行為の防止に努めるとともに、県民が性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された場合は、その相談を受け付け、必要に応じ、一時保護その他の支援を行うものとする。

(報告の徴収等)

第十九条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対して男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、事業者における男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、事業者を表彰する等その取組を促進するための施策を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

### 第三章 福島県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第二十一条 知事の附属機関として、福島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第二十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。この場合において、知事が適当と認める者のうち五名以内を公募するものとする。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第四章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理

(施策に関する申出等)

第二十四条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見があるときは、当該意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切に処理するため、男女共同参画推進員を置く。

3 男女共同参画推進員は、次に掲げる事務を行う。  
一 第一項の規定による申出を受け付け、当該申出に関する必要な調査等を行うことにより、当該申出を適切に処理すること。

二 第一項の規定による申出に係る施策について、必要に応じ、関係する県の機関に対して意見を述べること。

(規則への委任)

第二十五条 この章に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、同年七月一日から施行する。

(2) 男女共同参画社会基本法  
平成十一年六月二十三日  
法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内

において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施

する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的

に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するた

めに必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(以下、略)

**福島県生活環境部男女共生課**

〒960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号

Tel 024-521-7188 Fax 024-521-7887

ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/danjo>

E-mail [danjo@pref.fukushima.lg.jp](mailto:danjo@pref.fukushima.lg.jp)